

横浜市行政不服審査会答申
(第81号)

令和元年12月17日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「市県民税及び軽自動車税の滞納処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件審査請求は、横浜市中区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対してした地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 331 条第 1 項第 1 号及び第 459 条第 1 項第 1 号に基づく本件処分について、事前の通知もなく差押えが行われ、前担当者との約束が破られていること等を理由にその取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

本件処分は事前の通知もなく差押えが行われ、前担当者との約束が破られている。取立額は生活を維持できるものではない。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本件処分に係る未納市県民税及び軽自動車税（以下「本件市県民税等」という。）の各納期限、税額、督促状発付日、本件処分日時点の延滞金額は、別紙のとおりである。

(2) 審査請求人は、本件市県民税等を、各納期限までに完納せず、かつ、これに対して処分庁が督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにこれを完納しなかった。

したがって、本件処分は、法第 331 条第 1 項第 1 号及び第 459 条第 1 項第 1 号の要件を満たし、適法である。

(3) 審査請求人は、前担当者との間で分割弁済合意があり、強制執行をしない旨の合意があったと主張するが、法は、「差し押えなければならない」（法第 331 条第 1 項及び第 459 条第 1 項）と定めていることからして、市の担当者が「差押はしない。」と約束するはずがなく、このことは税務課収納担当の全職員に周知徹底している。したがって、そのような合意はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断

理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件処分の適法性について

本件においては、別紙のとおり、審査請求人について、本件市県民税等を、各納期限までに完納せず、かつ、これに対して処分庁が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこれを完納しなかった事実が認められる。

したがって、本件処分は、法第331条第1項第1号及び第459条第1項第1号の要件を満たし、適法である。

これに対し、審査請求人は、本件処分に先立って事前の通知がなかった、差押えをしない旨の担当者との合意があったなどと主張し、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

しかし、まず、法第331条第1項第1号及び第459条第1項第1号に基づく滞納処分の差押えに先立って、それを事前に通知することは法の求める手続ではない。その他、処分庁において、本件処分に際して法の定める手続の実行に問題はない。

なお、法の求める手続ではないものの、処分庁は、平成30年度及び令和元年度に限っても、平成30年12月及び令和元年5月に特別催告書を発し、並びに同年7月に差押事前通知書を発していた事実が認められる。

したがって、本件処分に関する手続に違法な点は見当たらない。

次に、審査請求人の主張する分割弁済をすれば差押えをしない旨の担当者との合意の有無が、本件処分の手続としての妥当性に影響を及ぼすかを判断する。

そもそも、審査請求人と担当者との間でこのような合意があったことをうかがわせる証拠はない。

また、このような合意に従って審査請求人が分割納付を実際に行ってきたという事実も見当たらない。

したがって、仮に審査請求人が主張するような事実が認められたとしても、本件において、本件処分を取り消さなければならないほどの不当性があると

は認められない。

(2) その他

審査請求人において、取立額が過酷である旨の主張があるが、本件において、本件処分を行政の一般原則である比例原則その他の原理原則からして不当として取り消すべき特段の事情は見当たらない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当として取り消すべき点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年 8 月 19 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
令和元年 9 月 6 日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
令和元年 9 月 19 日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出等依頼
令和元年 10 月 10 日	・ 反論書受理
令和元年 11 月 7 日	・ 反論書（副本）の送付
令和元年 11 月 11 日	・ 審理手続の終結
令和元年 11 月 15 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和元年 11 月 19 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和元年 12 月 17 日	・ 調査審議

別紙

本件の処分の対象となった市民税等 (税額・延滞金は処分日時点額)

年度	税目	期	納期限	督促状発付日	税額(円)	延滞金(円)
24	市民税等	第3期	平成24年10月31日	平成24年11月29日	0	700
24	市民税等	第4期	平成25年1月31日	平成25年2月28日	0	1,300
25	軽自動車税	全期	平成25年5月31日	平成25年6月27日	0	1,600
26	市民税等	第1期	平成26年6月30日	平成26年7月29日	0	7,300
26	市民税等	第2期	平成26年9月1日	平成26年9月30日	0	6,800
26	市民税等	第3期	平成26年10月31日	平成26年11月26日	0	6,500
26	市民税等	第4期	平成27年2月2日	平成27年3月3日	0	5,800
26	軽自動車税	全期	平成26年6月2日	平成26年7月1日	0	1,100
27	市民税等	第1期	平成27年6月30日	平成27年7月29日	0	5,100
27	市民税等	第2期	平成27年8月31日	平成27年9月29日	0	4,300
27	市民税等	第3期	平成27年11月2日	平成27年12月1日	0	3,900
27	市民税等	第4期	平成28年2月1日	平成28年2月29日	0	3,300
28	市民税等	第1期	平成28年6月30日	平成28年7月28日	0	5,600
28	市民税等	第2期	平成28年8月31日	平成28年9月29日	31,165	11,500
28	市民税等	第3期	平成28年10月31日	平成28年11月29日	56,000	13,400

年度	税目	期	納期限	督促状発付日	税額(円)	延滞金(円)
28	市民税等	第4期	平成29年1月31日	平成29年3月1日	56,000	12,200
28	軽自動車税	全期	平成28年5月31日	平成28年6月29日	2,000	0
28	軽自動車税	全期	平成28年5月31日	平成28年6月29日	6,000	1,600
29	市民税等	第1期	平成29年6月30日	平成29年7月27日	47,100	8,400
29	市民税等	第2期	平成29年8月31日	平成29年9月28日	45,000	7,400
29	市民税等	第3期	平成29年10月31日	平成29年11月29日	45,000	6,700
29	市民税等	第4期	平成30年1月31日	平成30年3月1日	45,000	5,700
29	軽自動車税	全期	平成29年5月31日	平成29年6月29日	2,000	0
29	軽自動車税	全期	平成29年5月31日	平成29年6月29日	6,000	1,100
30	市民税等	第1期	平成30年7月2日	平成30年7月31日	34,500	3,000
30	市民税等	第2期	平成30年8月31日	平成30年9月27日	33,000	2,500
30	市民税等	第3期	平成30年10月31日	平成30年11月29日	33,000	2,000
30	市民税等	第4期	平成31年1月31日	平成31年2月28日	33,000	1,200
30	軽自動車税	全期	平成30年5月31日	平成30年6月28日	2,000	0
30	軽自動車税	全期	平成30年5月31日	平成30年6月28日	6,000	0
合 計					482,765	130,000

(総合計 612,765円)